

国及び独立行政法人等における契約方式の概要について

1. 契約方式

契約方式は大別すると、「一般競争契約」「指名競争契約」「随意契約」の3方式があげられる。現行の会計法（昭和22年3月31日法律第35号）においては、第29条の3第1項に規定されているとおり、「一般競争契約」が原則とされている。

(1) 一般競争契約

一般競争契約とは、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式をいう。

表1 一般競争契約の特徴

長 所	広く競争に参加する機会を許すことから機会均等性が高い 相手方の選定における公平性が高い 経済性を確保して契約主体が利益を享受しうる
短 所	不信用・不誠実な者も競争に参加しうる 価格のみの競争の場合は、品質を確保できない危険性がある 他の方式に比べ、公告等の経費がかかり、不特定多数の参加者に対する説明等に手数を要する可能性がある。

(2) 指名競争契約

指名競争契約とは、資力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで競争させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式をいう。一般競争と随意契約の長所を採り、短所を補完する形の中間的な契約方式といえる。ただし、特定多数の範囲の決定が偏向する可能性も残されている。会計法では第29条の3第3項に規定されている。

(3) 随意契約

随意契約とは、契約主体が契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方式をいう。会計法では第29条の3第4項に規定されている。

表2 随意契約の特徴

長 所	資力、信用及び能力の確実な者を選ぶことができる 競争に関する手数が省けるので手続が容易 経費面の負担も少ない
短 所	公正な契約の締結が確保されないおそれがある 契約主体に不利な価格で契約を締結することになる可能性がある

随意契約の本格的な見直し

平成 15 年度会計検査報告の指摘¹を踏まえ、平成 16 年 11 月 12 日の閣僚懇談会において財務大臣等から随意契約の見直しについての指示があり、これに基づき、財務省主計局から発せられた通知²に基づき、随意契約のさらなる適正な運用が求められることになった。

平成 18 年 2 月には、「公共調達に適正化に向けた取り組みについて³」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）が公表され、「公共工事等の入札契約の改善」とともに「随意契約の適正化」が掲げられた。また、平成 18 年 8 月には財務省が「公共調達の適正化について⁴」を通知しているが、この通知においても随意契約の見直しに関して指針が示されている。

予定価格

国が契約を締結する際には予定価格を作成する必要がある⁵。国の歳出の原因となる契約は、歳出予算、国庫債務負担行為等の負担権限に基づいて締結しなければならないため、予定価格は当該契約における最高限度額としての意味を持つことになる。

¹ 小口に分割して少額契約であることを理由にした随意契約の事例、中央省庁による委託に係る経費の 97%以上が随意契約であったこと、そのかなりの部分が中央省庁所管の公益法人であったことなど

² 「随意契約に関する事務の取扱い等について」（平成 17 年 2 月 25 日財計第 407 号）、「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」（平成 17 年 2 月 25 日財計第 408 号）

³ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/siryoku2.pdf>

⁴ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/koukyou.htm>

⁵ 「予算決算及び会計令」（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 79 条

契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（…略…）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

第 99 条の 5

契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 80 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

2. 事業者からの提案を受ける方式の検討・実施

一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の3つの契約方式にはそれぞれ短所がある。特に一般競争契約における落札者決定は最低価格落札方式による場合が多いが、例えば、公共工事においては「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針について⁶」(平成17年8月26日閣議決定)においては、「厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札の急増、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請け業者や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が顕著になっている」とされたように、価格のみの競争による弊害が指摘されている。

そのため、国の調達においては随時、こうした契約方式の、より適切な運用が検討・実施されている。価格以外の側面について事業者からの技術提案を受け付ける手法も検討・実施されており、それらの手法のうち、代表的な例について、その概要を以下に示す。

(1) 価格以外の側面を評価に組み入れる事業者選定方式・落札者決定方式

価格以外の側面(技術力等)を評価して事業者を選定するプロポーザル方式と、価格と価格以外の側面を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の概要を示す。

なお、最低価格落札方式と、プロポーザル方式、総合評価落札方式の比較については、別紙のとおり。

プロポーザル方式(企画競争)

プロポーザル方式は、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、技術提案書(プロポーザル)の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続であり、これを公募により行うものを公募型プロポーザル方式と言う。プロポーザル方式によって特定された事業者と会計法令に基づいて契約を締結するが、競争を許さない場合は随意契約となる。

現在、国の調達においては、建設コンサルタント業務等(公共工事や建築物の設計、調査等)の他に、システムに係るコンサルティング業務、語学研修業務、協議資料作成業務、事業誌編纂業務、PFI事業に関するアドバイザリー業務等、幅広い分野の業務でプロポーザル方式による事業者選定が実施されている。

ア) プロポーザル方式の意義

例えば、官公庁施設の設計業務においては、建築審議会の答申⁷で「官公庁施設

⁶ <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/hinkakuhou/housin/housinhonbun.htm>

⁷ 建築審議会答申「官公庁施設の設計業務委託方式の在り方」(平成3年3月)

は国民共有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合は、設計料の多寡のみによる選定方法によって設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容にもっとも適した設計者を選定することが極めて重要である」との考え方が示されている。

建築物の場合、建築後何十年にもわたり使われていくものであり、かつ、その品質や経済性などが設計者によって大きく左右されることから、上記答申を踏まえた設計者の選定が重要であると考えられる。

イ) プロポーザル方式における評価方法

設計者の特定にあたっては、公平性、透明性、客観性を確保するために、技術提案書に対する明確な特定基準を作成することや設計者の提案を適切な体制で審査することが必要である。そのため、プロポーザル方式では、審査委員会を設置して提案の審査等が実施されている場合が一般的である。

例えば、建築設計に関するプロポーザルでは、特定基準として以下のような評価項目が考えられており、あらかじめ設定した特定基準の評価項目（評価項目には技術提案を求める課題（テーマ）が含まれる）・配点に基づき、それぞれの評価項目を評価して点数をつけ、ヒアリングの内容を含めて総合的に判断する。

- (1) 担当チームの対応
 - ・ 課題に対する提案の的確性、独創性、実現性
 - ・ 業務実施方針の妥当性
 - ・ 工程計画及び動員計画の妥当性
 - ・ 取組意欲
- (2) 事務所の実力
 - ・ 主要業務実績
 - ・ 同種、類似業務実績
 - ・ 技術者数
 - ・ 技術力
 - ・ 業務の繁忙度
- (3) 担当チームの能力
 - ・ 総括責任者及び主任技術者の資格、経験及び業務実績と繁忙度

出典：「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」（社団法人公共建築協会）

また、国土交通省では、建築設計に関するプロポーザル方式の手続を図 1 に示したフローで実施しており、審査委員会は技術提案書の審査の他に、公示内容の審議、提出要請者の審議、ヒアリングを実施する場合がある。

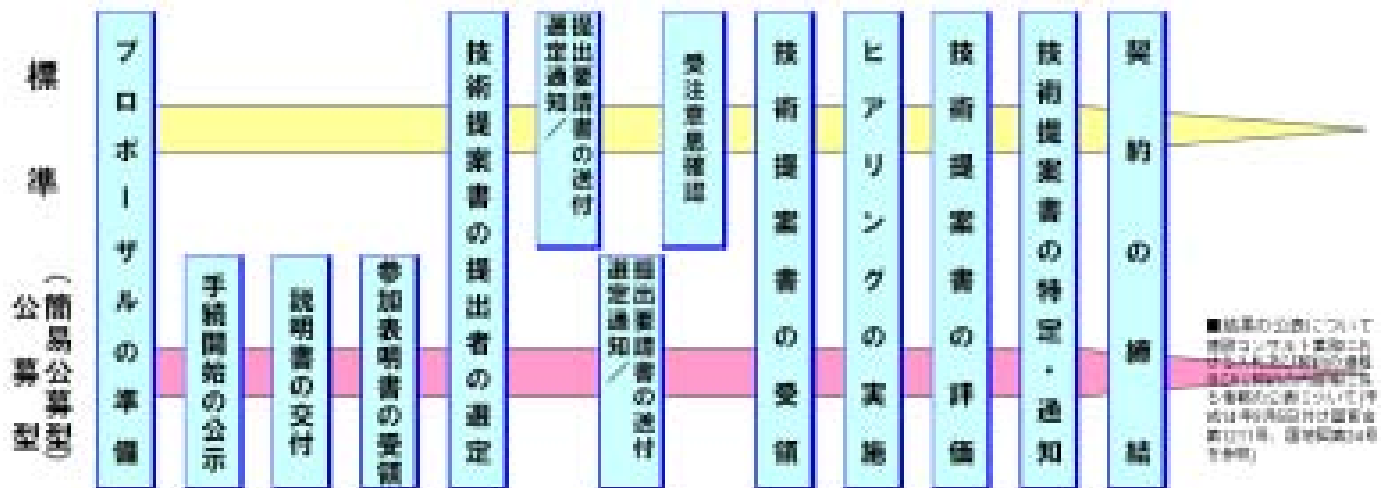


図1 国土交通省における建築設計に関するプロポーザル方式の手続

ウ) 建築設計におけるプロポーザル方式の経緯

建築物は、作成された設計図に基づき単品生産されるものであり、また、数十年以上の長期にわたって使用されるものである。そのため、設計段階において温室効果ガスの排出の削減等への配慮が不十分である場合は、その負の影響も長期にわたることになるため、設計段階において設計者に対し、十分な環境配慮を求めることが重要である。このことから、環境配慮契約法の規定を踏まえ、平成 19 年度に有識者による議論を行い、環境配慮契約法基本方針において、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は原則として「要求環境保全性能の規定⁸」及び「環境配慮型プロポーザル方式⁹」の 2 段階の環境配慮を求めることとされた¹⁰。

以下に、参考として建築設計におけるプロポーザル方式について、これまでの経緯を示す。

国においては、平成 6 年 1 月に閣議了解された「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画¹¹」では、透明・客観的かつ競争的な調達方式として、工事では一般競争入札方式が採用され、設計・コンサルティング業務では公募型方式(公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札)が採用され¹²、「政府は、今後、本行動

⁸ 要求環境保全性能の規定：すべての設計業務を発注する際に環境保全性能を求めることにより、すべての設計の環境保全性能を一定の水準まで向上させるという考え方から、基本方針で「建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として、設計成果に求める環境保全性能を契約図書に明記するものとする」とされた。

⁹ 後述「3.」(5)参照。

¹⁰ 船舶の調達に係る契約のうち、船舶の設計(概略設計又は基本設計)については、単品生産、長期使用という 2 つの面で建築設計と共通性があり、設計段階において設計者に対して十分な環境配慮を求めることが極めて重要であることから、「環境配慮型船舶プロポーザル方式」を採用している(後述「3.」(3)参照)。

¹¹ <http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans/koudou.html>

¹² ただし、工事及び設計・コンサルティング業務それぞれ基準額以上の業務が対象であり、定型的な

計画に盛り込まれた措置を着実に推進していく」とされた。

平成 17 年には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、同法に基づいて「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針」が定められた。同基本方針においては「公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、もっとも適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる」とされており、プロポーザル方式による設計者選定は有効と考えられている¹³。

国土交通省では、平成 3 年 3 月の建築審議会の答申を受け、建築設計業務委託に関する制度の充実に努め、平成 6 年には設計者の選定にプロポーザル方式を導入し、その後、この方式の普及と運用上の改善等を逐次行い、官庁施設の設計において、プロポーザル方式が広く適用され、建築物の質に重点を置く設計の推進が図られてきたところである。

なお、平成 3 年 3 月建築審議会答申「官公庁施設の設計業務委託方式の在り方」においては、以下の 3 つの選定方式が示された。

設計競技方式：提出された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する方式

プロポーザル方式（註 狭義のプロポーザル方式）：提出された設計対象に対する発想・解決方法等の提案を審査し、設計者を選定する方式

書類審査方式：当該業務の工程計画、設計チームの構成、設計者の経歴・作風等に関する資料を提出させ、必要に応じ面接・ヒアリングを行ってこれを審査し、設計者を選定する方式

現在、国土交通省で実施されている「プロポーザル方式」は、狭義のプロポーザル方式と書類審査方式を併用し総合的な評価を行うものであり、提案内容と設計チームの構成や経歴等を総合的に評価するものである。

単純業務が単独で発注される設計・コンサルティング業務は除外される。

¹³ 「質の高い建築設計の実現を目指して - プロポーザル方式 - 」(国土交通省官庁営繕部)

表3 建築設計に係るプロポーザル方式の導入と運用に関する主な経緯

平成3年	建築審議会	「官公庁の設計業務委託方式の在り方」を答申
平成6年	政 府 国土交通省 国土交通省通達	「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」を閣議了解 平成6年度から建築設計業務にプロポーザル方式を導入 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」
平成8年	国土交通省通達	「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」
平成12年	国土交通省通達	「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」
平成14年	国土交通省通達	「公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書について」
平成17年	法 律 施 行	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針」(8月26日 閣議決定)
平成19年	法 律 施 行	「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」 「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(12月7日 閣議決定)

総合評価落札方式

総合評価落札方式は、一般競争契約又は指名競争契約の入札において価格と価格以外の要素を総合的に評価して発注者にとって最も有利な者を落札者とする方式であり、応募者から提出される技術資料により、提案内容の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする¹⁴。

なお、国の機関においては、総合評価落札方式に基づく契約の実施に当たっては財務大臣との協議が必要である¹⁵。

総合評価落札方式の具体例としては、平成2年にスーパーコンピュータの購入又は借入に、平成7年にコンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に、総合評価落札方式が導入されている¹⁶。

¹⁴ 国の契約においては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者と契約できると規定されている。これが総合評価落札方式の法的根拠となっている。

「会計法」第29条の6第2項

国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの(…略…)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

¹⁵ 「予算決算及び会計令」第91条第2項による。

¹⁶ 大蔵大臣臨時代理国務大臣通達「スーパーコンピュータの入札に係る落札方式について」(平成2年5月1日蔵計第1215号)

また、平成9年の行政改革委員会の提言¹⁷、平成10年の中央建設業審議会建議¹⁸を受け、公共工事においても総合評価落札方式が推進されている。

さらに、「公共調達の適正化について」の「総合評価方式の拡充」で例示された研究開発、調査研究又は広報については、経済産業省が包括協議を実施し、「調査事業、広報事業、研究開発事業の中でも、特に、予定価格の範囲内で最大限の事業成果を得るために、事業者の提案する技術力、創意工夫等が必要不可欠であり、また、それらの提案内容によって、事業の成果に相当程度差が生じると認められる事業¹⁹」を対象として総合評価落札方式が実施されている。

ア) 総合評価落札方式の意義

例えば、公共工事においては、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン²⁰」で総合評価落札方式の意義として以下のことをあげている。

公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られる

工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の国民に利益がもたらされる。

民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

これらの考え方は、他の業務を含めた総合評価落札方式全般で基本的に共通する意義と考えられる。

大蔵大臣通達「コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に関する入札に係る落札方式について」(平成7年3月27日蔵計第621号)

¹⁷ 「行政改革委員会最終意見」(平成9年12月12日)

総合評価落札方式を初めとする多様な入札・契約制度を積極的に活用すること

自動落札方式を採用する場合を限定・明確化していくこと

¹⁸ 中央建設業審議会建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」(平成10年2月4日) <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/kengi.htm>

「価格のみの競争の見直し」として総合評価落札方式を含む多様な契約方式が提言されている。

¹⁹ 「総合評価落札方式ガイドブック - 調査、広報、研究開発 - 」(経済産業省)

<http://www.meti.go.jp/information/data/c60815a-1j.html>

²⁰ 公共工事における総合評価方式活用検討委員会「公共工事における総合評価活用ガイドライン」(平成17年9月) http://www.nilim.go.jp/lab/peg/sougou_guideline.htm

イ) 総合評価の方法

総合評価の方法としては除算方式と加算方式がある。それぞれの方式の概略は、以下のとおり²¹。

a) 除算方式

価格以外の要素を数値化した技術評価点を入札価格によって除算することにより評価する方式を除算方式といい(図2)、技術評価点は標準点(要求要件を満たしている場合に与えられる得点(基礎点))及び加算点(必須とする項目以外について与えられる得点)からなる。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

等評価値線(技術評価点を入札価格で除した値がなす直線)は、原点と各点を結ぶ放射状の直線であり、この傾きが大きいものほど評価値が高い。

本方式は、Value for Money²²の考え方によるものであり、技術提案により工物品質のより一層の向上を図る観点から、価格当たりの工物品質を表す指標となっている。ただし、入札価格が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

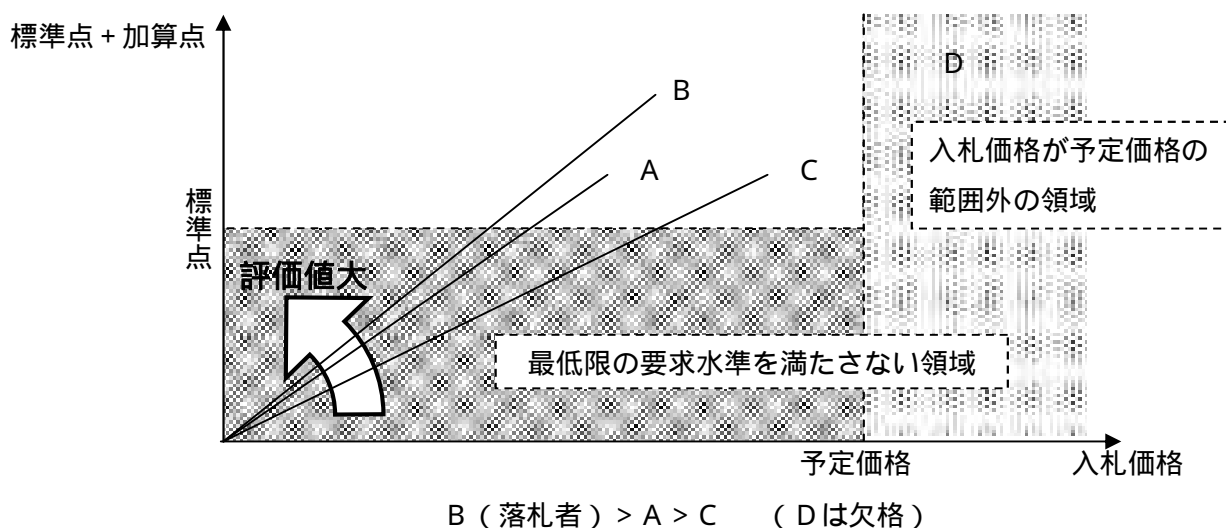


図2 除算方式のイメージ

²¹ 前出「公共工事における総合評価活用ガイドライン」(平成17年9月)を参考に作成。

²² Value for Moneyとは、ある支出に対し最も価値の高いサービスを提供するという考え方である。公共工事の場合は一般的に国民の税金により行われるので、「税金を効率よく使用し、最も価値のある(質の高い)サービスを提供する」ということになる。

b) 加算方式

価格以外の要素を数値化した技術評価点と、入札価格を数値化した価格評価点を加算することにより評価する方式を加算方式という(図3)。

$$\text{評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

一般的に、価格評価点は入札価格が低いほど大きくなるため、等評価値線(技術評価点と価格評価点を加算した値がなす直線)は右上がりの平行線(傾きは入札価格の数値化の方法により決まる)となり、評価値線が左上にあるものほど評価値が高い。

本方式は、価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標となっており、除算方式に比べ、低価格入札を回避できる可能性が高い。

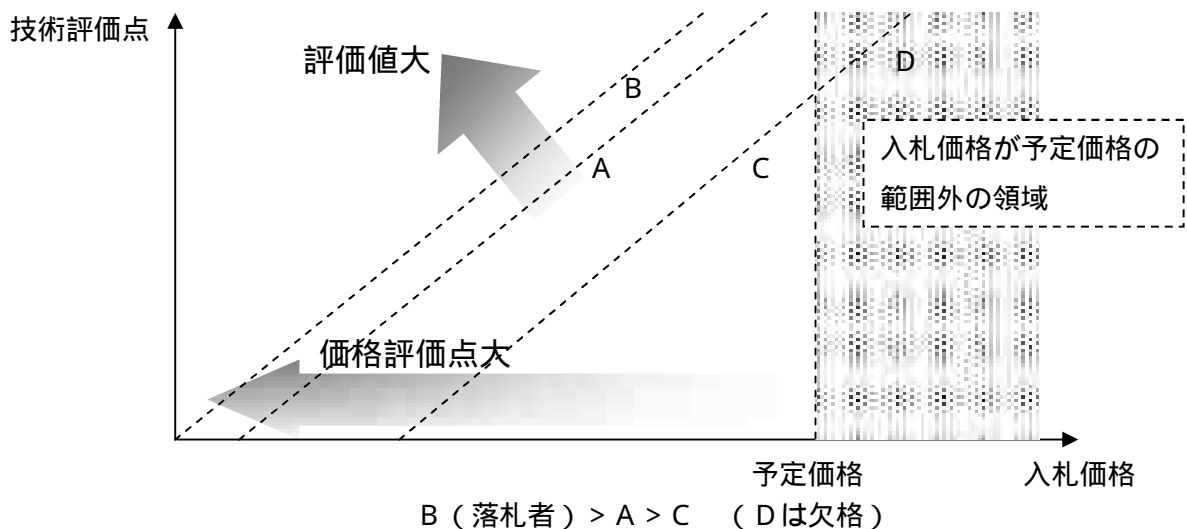


図3 加算方式のイメージ

(2) VE (バリューエンジニアリング) 方式

VE方式とは、「目的物の機能を低下させずコストを縮減する、または、同等のコストで機能を向上させるための技術を活用する方式²³」であり、国土交通省では、公共工事において、平成9年度から、入札時に入札参加者から施工方法等に関する提案を募集する「入札時VE方式」と、契約締結後に、設計図書に定める目的物の機能、性能等を低下させることなくコスト縮減が可能となる提案を受け付ける「契約後VE方式」が試行されている²⁴。国土交通省におけるVE方式の手続について、そ

²³ http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/h12-hp/html/sinsa/bo_nyusatu_1.htm

²⁴ 「一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について」(平成10年2月18日付け建設省厚契

の概要を国土交通省の通達から抜粋し、以下に示す²⁵。

入札時 VE 方式

ア) 対象工事

一般競争入札方式の対象工事又は公募型指名競争入札方式の対象工事であって、「比較的高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものであり、かつ、地方建設局長が必要と認めた工事を選定するものとする。」

イ) 提案を求める範囲

VE 提案を求める範囲は、施工方法等であって、原則として従来一般的には設計図書において指定されてきたもののうち、コスト縮減が可能となる技術提案を期待できるもので民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から工事特性に応じて定めることとし、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。ただし、施工方法等の変更に起因して工事目的物の変更を伴うことが想定される場合には、必要と認める範囲で工事目的物の変更を含めることができるものとする。

ウ) 提案を求める部分の位置付け

VE 提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

エ) 落札者の決定

落札者は会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 1 項の規定により、決定するものとする²⁶。

発第 9 号・建設省技調発第 36 号・建設省営建発第 15 号)

「公募型指名競争入札方式における入札時 VE 方式の試行について」(平成 10 年 2 月 18 日付け建設省厚契発第 10 号・建設省技調発第 37 号・建設省営建発第 16 号)

「契約後 VE 方式の試行に係る手続について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官地第 24 号・国官技第 79 号・国営計第 81 号)

²⁵ なお、国土交通省の通達では、「本手続と異なる方法により入札時 VE 方式の試行を行う場合には、事前に本省担当課と協議されたい。」とされている。

²⁶ 「会計法」第 29 条の 6 第 1 項は、最低価格落札方式である（別紙参照）。ただし、総合評価落札方式で入札時 VE を実施した例もある。

「民間技術を活用した入札契約方式の平成 17 年度の実施状況について」

<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku/181109/pdf/01.pdf>

契約後 VE 方式

ア) 対象工事

- (1) 一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式の工事。ただし、支出委任工事、受託工事は、委任者又は委託者の了解が得られたものに限る。
- (2) (1)以外の工事のうち、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待されるものであり、かつ、地方整備局長が必要と認めた工事

イ) 提案を求める範囲

VE 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事の実状に照らし個々に定め、設計図書で明記するものとするが、以下の提案は、原則として含めないこととする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 工事請負契約書第一八条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
- (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

ウ) VE 提案を採用した場合の設計変更等

- (1) VE 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の $\frac{1}{10}$ 分の五に相当する金額(以下「VE 管理費」という。)を削減しないものとする²⁷。
- (4) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第一八条の条件変更が生じた場合、VE 管理費については、原則として、変更しないものとする。

²⁷ VE 提案によるコスト縮減額の $\frac{1}{2}$ が事業者に還元される。

3. 環境配慮契約法基本方針における契約方式等

環境配慮契約法基本方針及び解説資料では、電気の供給を受ける契約、自動車の購入等に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約、建築物に関する契約の5つの契約類型について、それぞれの契約に当たってふさわしい契約方法等として、以下の契約方式及び事業者選定方式を示している。

表4 環境配慮契約法基本方針及び解説資料における契約方式等

契 約	契約方式等	備 考
電気の供給を受ける契約	・一般競争入札（最低価格落札方式）における入札参加条件を規定（裾切り方式）	環境配慮契約法附則第4項の規定による裾切り方式。 なお、法附則第3項で、総合評価落札方式が今後の検討課題とされている（法施行後5年目に検討）。
自動車の購入等に係る契約	・燃費と価格による総合評価落札方式（除算方式）	グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合は、自動車の判断の基準を満足することが前提条件。
船舶の調達に係る契約	・概略設計又は基本設計については環境配慮型船舶プロポーザル方式 ・小型船舶については一般競争入札（最低価格落札方式）における入札参加条件を規定（裾切り方式）	設計の発注に当たって温室効果ガス等の排出削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求める。 小型船舶については燃料消費率及び排出ガスの基準を設定。
ESCO 事業に係る契約	・総合評価落札方式（加算方式・除算方式） ・プロポーザル方式	国の機関の場合は総合評価落札方式が妥当。地方公共団体等は両方式が可能。
建築物に関する契約	・建築設計に係る契約における環境配慮型プロポーザル方式	環境配慮型プロポーザル方式の実施に加えて、設計成果に求める環境保全性能を契約図書に明記することも求めている。

（1）電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約に当たっては、環境配慮契約法附則第3項の規定により、総合評価落札方式は今後の検討課題²⁸であり、附則第4項の規定により、環境性能により入札参加資格を定めて価格で競争する方式（裾切り方式）を採用している。

裾切り方式の要素としては、二酸化炭素排出係数、新エネルギーの導入状況及び未利用エネルギーの活用状況を点数制により評価し、一定の点数を上回る事業者に

²⁸ 附則第2項の規定により、法施行後5年を経過した場合において、法律の施行状況等について検討の上、必要があると認める場合には、所要の措置を講ずるものとされている。

入札資格を付与している。また、加点項目としてグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を定めている。

(2) 自動車の購入等に係る契約

自動車の購入及び賃貸借に係る契約に当たっては、初期費用のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中における燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出(結果として燃料費用の支出減)等についても適切に判断した上で、契約を締結することが必要であるとの考え方から、総合評価落札方式を採用している。

なお、グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合は、当該重量区分の自動車の判断の基準を満たすことが調達に当たっての前提条件となる。

自動車の購入に係る契約における総合評価落札方式の概要

価格以外の要素として評価する環境性能：燃費 (km/ℓ)

総合評価の方法：除算方式 (標準点 100 点、加算点の満点 50 点)

(3) 船舶の調達に係る契約

船舶における環境配慮は設計段階での影響が大きいことに鑑み、船舶(小型船舶を含む)の設計を事業者が発注する場合は、高速性、安全性等当該船舶に求められる要件に加えて、環境配慮に関しても調達者の要求を満たした船舶設計が期待される設計事業者を選定するため、環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用している。

また、小型船舶を調達する場合(推進機関のみを調達する場合を含む)は、推進機関の燃料消費率等(燃料消費率及び排出ガス基準)を当該船舶の要件に含めることとしている。

(4) ESCO 事業に係る契約

ESCO 事業に係る契約に当たっては、基本方針において「ESCO 事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。」としており、総合評価落札方式(除算方式、加算方式)またはプロポーザル方式による事業者選定方法について解説資料において示している。

(5) 建築物に関する契約

建築物は、通常の商品等の購入とは異なり、設計者が発注者の企画意図を的確に把握し、様々な要求事項を総合的にバランスさせて作成した設計図によって単品生産されるものである。他方、建築物は何十年にわたり長期に供用されるものであるため、設計段階において温室効果ガスの排出の削減等への配慮が不十分である場合

は、その負の影響も長期にわたることになる。すなわち、環境保全性能の高い建築物の実現のためには、設計段階において設計者に対し十分な環境配慮を求めることが極めて重要であることから、建築物の設計に係る契約においては、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、総合的にもっとも優れた者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用している。

最低価格落札方式・総合評価落札方式・プロポーザル方式の比較

項目等	一般競争契約・指名競争契約		随意契約
	最低価格落札方式	総合評価落札方式	プロポーザル方式
定義等	(下段参照)	価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式 財務省通知「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)	プロポーザル(技術提案書)の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続き 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」(平成6年6月21日付け建設省厚契発第269号・建設省技調発第135号・建設省営建発第24号)
会計法の規定	第29条の6第1項 契約担当官等は、競争に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。(後略)	第29条の6第2項 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの(…略…)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。	第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
事業者による提案の位置づけ	(最低価格落札方式において事業者提案はない)	落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。 契約書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容ととらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。 10 責任の所在とペナルティ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものでないこと、また、性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書又は技術資料作成要領及び契約書に記載するものとする。 「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号・建設省技調発第147号・建設省営建発第132号)	プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。 プロポーザル方式では、技術提案には具体的設計案を求めることはせず、設計を委託するに相応しい組織と人を選ぶことを目的としたものであることから、環境配慮契約法基本方針では「経済性にも留意して妥当と判断される場合は、その内容を契約図書に明記することにより、当該技術提案の内容が設計成果に反映されるようにするものとする。」としている。 プロポーザル方式は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の成果の一部を求めるものではない旨を明記すること。 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」(平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号・建設省技調発第191号・建設省営建発第70号)
適用範囲の考え方 ・公共工事 ・現状の建設コンサルタント業務等	国土交通省直轄工事においては、「特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事」 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年9月30日付け国地契第78号・国官技第129号・国営計第82号)	1 入札者の提示する性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額(以下「補償費等の支出額等」という。)並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣(以下「大臣」という。)が認める工事 2 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事 3 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事 国土交通省直轄工事においては、1～3の工事に加え、「特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とし、技術提案の審査・評価を行う。」 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(平成12年9月公共工事発注省庁申合せ) 印は「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」	都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務 計画から設計まで一貫発注する業務 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務(いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。) その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると地方整備局長等が認める業務 標準的な業務の実施手法等が定められていない業務 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」(平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号・建設省技調発第119号・建設省営建発第47号)
適用範囲の考え方 ・公共工事 ・今後の建設コンサルタント業務等	総合評価落札方式又はプロポーザル方式によらない場合 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成21年3月 設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会、平成23年6月改定)	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合	当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会)
具体例(印：環境配慮契約法基本方針で具体的に定めているもの)	物品購入(電気の供給を受ける契約、小型船舶の調達に係る契約を含む) 役務提供 等	公共工事、調査事業、広報事業、研究開発事業、自動車の調達、ESCO事業、スーパーコンピュータの購入又は借入、コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達 等	建設コンサルタント業務等(建築設計業務を含む)、船舶の設計、各種調査業務、システムに係るコンサルティング業務、語学研修業務、協議資料作成業務、事業誌編纂業務、PFI事業に関するアドバイザー業務 等